

1 計画の構成の新旧対照表

今回新たに策定する「箱根町子ども・子育て支援事業計画」の構成は、次のとおりです。

旧	新	
箱根町次世代育成支援行動計画 (後期計画)【平成22年3月策定】	箱根町子ども・子育て支援事業計画 【平成27年3月策定予定】	各章の概要等
第1章 計画の策定にあたって	第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨 2 計画の性格 3 計画の期間	1 計画策定の背景と趣旨 2 計画の性格 3 計画の期間	子ども・子育て支援事業計画に係る法令（子ども・子育て支援法）の根拠、計画の目的（①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実）、期間（5年間）等を定めます。
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	
1 人口等のようす 2 子どもと子育てのようす	1 人口等のようす 2 子どもと子育てのようす	直近データを用いた町の子ども・子育ての現状を記載します。
第3章 計画の基本的な考え方	第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本理念 2 計画推進の視点 3 基本目標	1 計画の基本理念 2 計画推進の視点 3 基本目標	旧計画の基本理念と基本的視点を継承します。【詳細は、5ページの「2 計画の基本理念と基本目標について」を参照】

旧	新	
箱根町次世代育成支援行動計画 (後期計画)【平成 22 年 3 月策定】	箱根町子ども・子育て支援事業計画 【平成 27 年 3 月策定予定】	各章の概要等
第 4 章 基本目標ごとの取り組み	第 4 章 基本目標ごとの取り組み	
1 地域における子育ての支援 2 母性並びに乳児及び乳幼児等の健康の確保及び増進 3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備 4 子育てを支援する生活環境の整備 5 職業生活と家庭生活との両立の推進 6 子ども等の安全の確保 7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	1 地域における子育ての支援 2 母性並びに乳児及び乳幼児等の健康の確保及び増進 3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備 4 子育てを支援する生活環境の整備 5 職業生活と家庭生活との両立の推進 6 子ども等の安全の確保 7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	第4章は、次世代育成支援行動計画後期計画から引き継ぐ事項を記載します。また、「健やか親子 21(母子保健計画)」、母子及び寡婦福祉法に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」、子どもの貧困対策法に基づく施策等を内包し、策定します。
第 5 章 主要事業の目標	第 5 章 教育・保育、子育て支援事業の量の見込み等	
1 将来の子ども人口の推計 2 特定 12 事業の目標	1 教育・保育提供区域の設定 2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保 5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携 7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の	第5章の「1」～「4」は、国が定めた「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づく必須記載事項で、「5」～「7」は任意記載事項です。原則、基本指針に即して、量の見込みや提供体制等について記載します。 【詳細は、8ページの「第5章 教育・保育、子育て支援事業の量の見込み等について」を参照】

	整備に関する施策との連携	
--	--------------	--

旧	新	
箱根町次世代育成支援行動計画 (後期計画)【平成22年3月策定】	箱根町子ども・子育て支援事業計画 【平成27年3月策定予定】	各章の概要等
第6章 計画の推進	第6章 計画の推進	
1 計画の進行管理 2 適切な役割分担による計画の推進	1 計画の進行管理 2 適切な役割分担による計画の推進	各年度における子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めます。
付属資料	付属資料	
1 アンケート調査結果の概要 2 箱根町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿 3 箱根町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	1 計画策定の経緯 2 ニーズ調査結果の概要 3 箱根町子ども・子育て会議委員名簿 4 箱根町子ども・子育て会議条例 5 用語解説	策定の経緯やニーズ調査結果の概要等を記載します。